

令和7年度
環境創造センター年次計画

令和7年3月
環境創造センター

目 次

I	はじめに	- 2 -
II	令和 7 年度 of 取組について	- 3 -
第 1	モニタリング	- 3 -
1	きめ細かで継続した環境放射能モニタリングシステムの実施	- 3 -
2	一般環境中の有害物質等モニタリングの実施	- 4 -
3	モニタリングデータ of 一元管理、解析・評価	- 5 -
4	緊急時におけるモニタリング体制 of 充実・強化	- 6 -
第 2	調査研究	- 8 -
1	放射線計測・廃棄物	- 8 -
2	環境動態・生態系	- 10 -
3	環境創造	- 11 -
第 3	情報収集・発信	- 13 -
1	モニタリングデータ of 収集・発信	- 13 -
2	調査研究内容・成果 of 発信	- 13 -
3	環境回復・創造に関する情報収集・発信	- 14 -
4	交流棟「コミュタン福島」における取組	- 14 -
第 4	教育・研修・交流	- 16 -
1	放射線等に関する教育	- 16 -
2	環境回復・創造に関する研修・交流	- 16 -

I はじめに

環境創造センターは、日本で前例のない原子力災害からの「環境の回復と創造」に向けた取組を実施する総合的な拠点として、平成 27 年度から順次業務を開始（平成 28 年 7 月全施設開所）し、「環境創造センター中長期取組方針」（平成 27 年 2 月策定）に基づき、福島県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）の 3 者が連携・協力して、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」（以下「4つの事業」という。）に取り組むことにより、放射性物質によって汚染された環境の回復及び県民が将来にわたり安心して生活できる環境づくりに貢献してきました。

また、情報発信、教育・研修・交流の拠点であり、展示や体験研修を通して放射線や環境について学べる施設である交流棟「コミュタン福島」においては、県内の子どもたちをはじめ、県内外の多くの方々に御利用いただいております。令和 7 年 2 月には 70 万人を超える来館者をお迎えしました。

東日本大震災・原子力災害から 14 年が経過し、本県の復興・再生は着実に進んでおります。一方で、未除染地域の残存、避難者の帰還の停滞、根強く残る風評等の課題が今なお残されており、加えて避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理対策など、復興のステージが進むにつれて新たな課題も顕在化しておりますことから、当センターにおいては、これまでの取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえ、原子力災害の収束まで課題解決に向けた取組を続けていく必要があります。

令和 7 年度は、新たに策定した「第 2 期環境創造センター中長期取組方針」（以下「新方針」という。）の初年度となることから、本県、JAEA、NIES の 3 者に福島国際研究教育機構（F-REI）を加えた 4 者で、新たな連携体制の下、それぞれの強みを生かしつつ、さらなる連携・協力を図り、新方針に基づき取組を推進してまいります。さらに、県内外で活動する様々な機関との連携・協力を一層推進させ、当センターの使命を果たすべく 4 つの事業を引き続き積極的に取り組んでまいりますので、今後とも皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

令和 7 年 3 月
福島県環境創造センター所長 青木 浩司

Ⅱ 令和 7 年度の取組について

令和 7 年度は、「第 2 期環境創造センター中長期取組方針」（令和 7 年（2025 年）度～令和 12 年（2030 年）度）の初年度であり、4 者による新たな連携・協力体制の下で、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の 4 つの事業において総力を挙げて取り組む。

第 1 モニタリング

県民の安全・安心を確保するため、引き続き、身近な生活環境及び原子力発電所周辺の継続的な環境放射能・有害物質等のモニタリングを実施するとともに、その結果の管理及び情報発信を実施する。

1 きめ細かで継続した環境放射能モニタリングの実施

(1) 全県的な放射能等モニタリング調査の実施【福島県】

- ・福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響の推移を把握するため、学校・公園等の定点測定、路線バス等を利用した走行サーベイ、リアルタイム線量測定システム・可搬型モニタリングポスト等による常時監視により、全県的な空間線量率のモニタリングを実施する。
- ・降下物、大気浮遊じん、土壌、陸水、海水、海底土、指標植物、野生生物等について、全県的な放射性物質濃度の監視、測定を実施する。

(2) 原子力発電所周辺の空間線量率、放射性物質濃度等のモニタリングの実施【福島県】

- ・原子力発電所の廃炉措置に伴う放射性物質の放出及び福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響の推移を監視するため、東京電力福島第一原子力発電所及び同福島第二原子力発電所から概ね 30 k m までの範囲において、モニタリングポスト等での空間線量率等の測定、降下物、大気浮遊じん、土壌、陸水、海水、海底土、指標植物等の環境試料中の放射性物質濃度の測定及び環境放射線の長期的な被ばくを評価するため積算線量計による空間積算線量の定点測定を実施する。
- ・特に海域については、福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の放出状況を踏まえ、トリチウムの迅速分析等により、きめ細やかにモニタリングを実施する。

(3) 環境放射能水準調査の実施【福島県】

- ・全国 47 都道府県で実施している環境放射能の水準調査について、県内の空間線量率の常時測定を福島市等で実施するとともに、大気浮遊じん、降下物等の放射性物質濃度の測定を福島市及び相馬市で実施する。
- ・また、核実験、事故等により放射性物質が環境中に放出され、環境への放射能汚染のおそれがある事象が発生した場合は、大気浮遊じん及び降下物の測定等のモニタリングを強化する。

(4) 県民ニーズに対応したモニタリングの実施【福島県】

- ・住民の安心確保のため、集会所、学校等の空間線量率の測定等、住民ニーズに応えたモニタリングを実施するとともに、走行サーベイシステム（KURAMA-Ⅱ）の貸し出し等により市町村のモニタリング事業を支援する。

(5) 環境放射線モニタリングの実施【JAEA】

- ・原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、総合モニタリング計画に基づき環境モニタリングを実施している。JAEA は、規制庁が実施する継続的な陸域のモニタリングの実施及び採取した水、土壌、植物等、試料の放射能分析を実施する。これらのデータは、規制庁でとりまとめられ同庁のホームページで公表される。

2 環境における有害物質等モニタリングの実施

(1) 一般環境中の有害物質等に関する調査分析の実施【福島県】

ア 大気汚染

- ・一般環境の大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等を 16 測定局で常時監視するとともに、会津若松市及び白河市において有害大気汚染物質を、会津若松市及び三春町において酸性雨のモニタリングを実施する。
- ・また、廃棄物焼却炉等の排ガス調査及び建築物解体作業現場周辺の大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。
- ・新たに設置された火力発電所の運転開始後の環境影響を把握するため、檜葉町において二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント等の大気環境を調査する。

イ 水質汚濁

- ・水質測定計画に基づき、新たに地下水汚染が確認された地域において汚染範囲を確定させるため、地下水中の揮発性有機化合物、重金属類等の有害物質を測定する。
- ・また、汚水を排出する工場・事業場の排水中の有害物質等及びゴルフ場排水の農薬を分析する。

ウ 騒音・振動

- ・福島空港周辺で航空機騒音調査を実施するとともに、交通騒音等を調査する市町村に対し、測定機材の貸出し等の技術的な支援を実施する。

エ 廃棄物関係

- ・一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場等の放流水中の有害物質等を測定する。

オ 化学物質関係

- ・廃棄物最終処分場の放流水等についてダイオキシン類濃度等の調査を実施する。また、排出基準を超過した工場・事業場に対して、改善後に確認のための排水等の調査を実施する。
- ・河川及び地下水において、有機フッ素化合物(PFOs 及び PFOA)の分析を実施する。
- ・このほか、環境省の委託事業として、福島市の河川及びいわき市の海域において未規制化学物質の環境中への実態調査を実施する。

(2) 猪苗代湖のモニタリング調査の実施【福島県】

- ・猪苗代湖の水質保全対策に資するため、猪苗代湖及び主要流入河川のイオンバランスの季節変動・経年変化調査及び難分解性有機物の調査を実施する。調査実施にあたっては、調査研究事業と連携する。

3 モニタリングデータの一元管理、解析・評価

(1) 環境放射能モニタリングデータの管理【福島県】

- ・総合モニタリング計画に基づく測定データについて、「空間線量率マップ」等の公表資料を速やかに作成し、放射線監視室等のホームページで公表する。
- ・また、原子力発電所周辺環境モニタリング及び環境放射能水準調査におけるモニタリングポストによる測定データについて、環境放射線センサー等が常時監視・解析・評価を実施するとともに、県内各所に設

置している大型表示装置、ホームページ等でリアルタイムに公表する。

(2) 一般環境中の有害物質等のモニタリングデータの解析・評価等【福島県】

- ・関係機関と連携し、大気汚染、水質汚濁、騒音、化学物質等に関する調査分析結果、大気常時監視データ等の管理・解析・評価を行い、環境基準の達成状況等を確認する。

(3) 分析測定における信頼性の確保【福島県】

- ・県民に正確なモニタリングデータを提供するため、環境放射線センターで県関係機関が所有するサーベイメータ及び個人線量計の校正を実施する。
- ・国等が実施する精度管理事業に参加し、放射性物質、有害物質等の測定における信頼性を確保するとともに、計画的に外部の分析測定研修に参加し、分析測定の技能向上を図る。
- ・また、県内の放射能分析機関の質の向上を図るため、放射能分析精度管理事業を実施する。
- ・モニタリングに必要な測定機器を計画的に整備するとともに、適切に機器の維持管理を実施する。

4 緊急時におけるモニタリング

(1) 放射能等に係る緊急時モニタリング体制の構築【福島県】

- ・原子力災害対策指針、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づく緊急時モニタリングの中核機関として、緊急時における環境放射線及び環境試料中の放射性物質濃度の測定等が実施可能な体制を原子力防災訓練等を通して検証するとともに、モニタリング要員の技能向上を図る。
- ・また、避難地域での林野火災等、放射性物質の飛散が懸念される事故等が発生した際には、速やかに周辺環境モニタリングを実施する。

(2) 有害物質等に係る環境汚染事故等の緊急時体制の充実・強化【福島県】

- ・大気、水質等に関する事故及び苦情、廃棄物不法投棄等が生じた際に、環境への影響の有無の確認、原因の特定、改善状況の把握等のため、水質等の調査を実施する。
- ・また、苦情対応のために事業者に指導を行う市町村に対する技術的支援を実施する。

- ・緊急時においても、迅速、的確に水質等の調査を実施できるように、試験検査標準作業手順書を整備するとともに分析方法の OJT を実施し、分析体制の強化を図る。

(3) 中間貯蔵施設等における緊急時のモニタリング【福島県】

- ・中間貯蔵施設、特定廃棄物埋立処分施設等において、事故が発生した際に周辺環境への影響の有無を確認するため、放射性物質、有害物質等の調査を実施する。また、施設の解体時に空間線量率や大気浮遊じん等の放射性物質濃度を調査する。

第2 調査研究

これまでの事業成果を踏まえ、残された課題に対応するため、部門を3つに再編し、東日本大震災・原子力災害からの環境回復による安全・安心を踏まえた美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の創造のため、4者、部門間で連携しながら、調査研究を進める。

1 放射線計測・廃棄物

安全・安心の確保に向けた放射線計測技術・廃棄物対策の研究

(1) 避難指示区域解除・廃炉作業の促進のための周辺環境影響等の把握【JAEA、福島県】

ア 原子力発電所周辺等における空間線量率の予測に関する研究【福島県】

- ・文献調査等により、遮蔽計算に用いられる様々な手法について、特徴の整理と利用実態の把握を実施する。
- ・福島第一及び福島第二原子力発電所内に設置される予定の施設（福島第一：溶融設備、福島第二：使用済燃料乾式貯蔵施設等を想定）に伴う敷地境界線量のシミュレーション計算による変動予測及び妥当性検証を実施する。

イ 環境放射線モニタリング結果の評価等に関する研究【福島県】

- ・モニタリングポストにより測定された空間線量率及び各種環境試料の放射能濃度のモニタリング結果を対象として、解析・評価方法の高度化に向けた検討を実施する。
- ・廃炉作業の進展に応じて、適宜、分析対象核種の選定や分析手法についての検討を実施する。

ウ 避難指示区域解除に向けたモニタリングと被ばく評価【JAEA】

- ・避難指示区域内の空間線量率などのモニタリングを実施するとともに、モニタリングデータを評価解析する。
- ・生活行動パターンによる被ばく線量の評価を実施する。
- ・残された避難指示区域の大部分が森林であることを考慮した効率的なモニタリング方法の検討を実施する。

エ 福島発の環境モニタリング技術の原子力防災への適用【JAEA】

- ・福島第一原子力発電所事故の教訓を今後の原子力防災に活用するため、複合災害対応型放射線測定システムの開発を実施する。
- ・プルームからの放射線の影響と地上からの放射線の影響を同時計測できる無人航空機放射線測定システムの開発を実施する。

- ・原子力総合防災訓練などでのデモフライトや訓練での活用試験を実施する。

(2) 放射性物質を含む廃棄物等の適正な処理・処分【NIES、福島県】

ア 廃棄物最終処分場における放射性物質等の管理に関する研究【福島県】

- ・一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた対応の中で、市町村等で課題となっている事項や各処分場が行ってきた測定データ等を収集・整理する。
- ・これまで実施してきた一般廃棄物最終処分場の浸出水等に含まれる放射性セシウム等の分析データの解析を継続して実施する。
- ・処分場内の物質の挙動を将来にわたって予測するため、処分場を部分的に簡略模擬した 3 次元体系でガス抜き管周囲を流れる雨水の挙動等をシミュレーションによって定性的に明らかにする。

イ 最終処分に向けた除去土壌等の減容化・処分技術システムの開発【NIES】

- ・県外最終処分に向けた技術選択シナリオに応じた最終処分形態を想定し、各処分形態における放射性セシウムの挙動ならびに要求材料性能を明らかにする。
- ・最大濃縮シナリオにおける濃縮方法の検討を継続すると共に、非濃縮シナリオにおける溶融飛灰の直接固型化についても検討を進め、安定化体（県外最終処分される対象）の性能評価を実施する。
- ・過年度に明らかになったコンクリートの放射性Csが海水により移動する現象について、深さ方向への移動はあるのかをさらに調べ、コンクリート製処分施設内でのCsの移動の可能性について理解を深める。
- ・炭酸化セメントペーストと骨材へのCs吸着の吸脱着挙動について、イオン交換理論の観点から再整理を行い、実コンクリートへのCs浸透の作用機構について検討する。
- ・溶融スラグを用いた環境安全性の屋外実証試験（テストセル）を継続する。

ウ 除染措置や廃棄物処理に伴う放射性セシウムのフロー評価【NIES】

- ・福島県内の市町村毎のフォールアウト量を整理し、環境再生事業等によって移動した放射性セシウム量との比較を行う。
- ・特定一廃や特定廃棄物等による放射性セシウムの移動量についても検討を進め、事故後の放射性セシウムの消長を可視化する。

2 環境動態・生態系

環境回復と自然共生に向けた放射性物質動態・生態系の研究

(1) 放射性物質の環境中における挙動の把握・予測、リスクの総合的評価と情報発信【F-REI、福島県】

ア 河川における放射性物質の動態予測に関する研究【福島県】

- ・福島第一原子力発電所周辺の河川環境中における放射性セシウムを対象として、速報性の高い予測モデルの構築に取り組む。
- ・今後の浜通り・中通り河川における放射性セシウムの動態に関する予測モデル構築やその検証に活用するため、阿武隈川と浜通りの複数河川において、河川水の懸濁態・溶存態放射性セシウムに係るモニタリングを継続する。
- ・現在も空間線量率が高い森林域において、住民帰還が進む市街域への放射性セシウムの移行量の予測に向けた研究に取り組むため、渓流水の懸濁態・溶存態放射性セシウムに係る調査・解析を進める。

イ 摂取・出荷制限解除に向けた野生鳥獣の放射性物質の動態に関する研究【福島県】

- ・会津地方のイノシシ等を中心に筋肉の放射性核種濃度を測定する。
- ・イノシシ等の胃内容物等を採取し、DNA解析を実施する。
- ・キジについてオスを中心にGPS発信器を用いた行動調査を実施する。
- ・キジ・カモ等の鳥類についての非破壊式簡易測定の検証を行う。

ウ 放射性物質の移行メカニズムの解明及び環境回復手法の開発【F-REI】

- ・浜通り主要河川流域を対象とした野外調査等に基づく放射性セシウムの移行に係る挙動評価とメカニズム検討（①）を実施する。
- ・①による浜通り主要河川流域における放射性セシウム動態モデルの精緻化と検証を進める。
- ・自家採取食品（山菜や野生キノコ、淡水魚等）を対象とした放射性セシウムの移行抑制手法の実証試験を実施する。

エ 生活圏での被ばく線量に係るリスクの総合的評価（環境放射能アセスメント）及び住民との対話の実施【F-REI】

- ・動植物への放射性物質の移行低減化に関わる室内実験とフィールドとの比較調査を実施する。
- ・環境放射能アセスメントの構築と情報発信・コミュニケーションを実施する。

(2) 野生動植物や生態系における影響の把握【福島県、NIES】

ア 浜通り地域を中心とした外来種の影響等に関する研究【福島県】

- ・カメラトラップ等によるアライグマの生息状況調査を実施する。

- ・アライグマを捕獲し、胃腸内容物の DNA 解析を実施する。

イ 生態系の実態把握と回復研究【NIES】

- ・浪江町の避難指示区域とその周辺において、カメラトラップ・録音装置等による生物調査を実施する。
- ・収集済の生物分布データについて、鳥類や昆虫類等の広範な分類群を包括的に統計解析することによって、避難指示とその解除の影響の総合的な評価を進める。
- ・避難指示区域の豚熱動態予測モデルを構築する
- ・避難指示区域及びその周辺の薬剤耐性菌の分布と野生動物分布又は環境要因の関係を統計モデリングによって分析する
- ・哺乳類の自動撮影データについて、国際的な規格に基づく共有データベースの構築を進める。

3 環境創造

持続可能な社会の実現に向けた環境創造の研究

(1) 新たな環境の創造【福島県、NIES】

ア ごみ排出量削減に向けた検討【福島県】

- ・一般廃棄物処理実態調査の分析により全国の自治体の排出傾向を把握する。
- ・文献調査等により排出量に影響を与える因子を抽出する。

イ 猪苗代湖の水質将来予測等に関する研究【福島県】

- ・長期予測のための気候変動シナリオ別の気象条件の整備(RCP2.6及びRCP8.5を想定)を実施し、湖流域における地域特性に即した条件を明らかにする。
- ・流域住民にも分かりやすい指標・目標の検討に向けて、生態系をはじめとした湖の環境の把握、地域社会を含めた湖周辺環境の課題の整理を実施する。

ウ カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に資する

将来推計・要因分析等に関する研究【福島県】

- ・県内市町村別の温室効果ガス排出量に係る推計データの現状把握と対策のための課題の抽出を行う。
- ・気候変動による自然災害の影響評価及び適応策推進に向けた指標を検討する。
- ・気候変動の影響を受ける農作物について、品目・地域別の将来的な発育予測について推計を実施する。

エ 地域資源を活用した持続可能な地域づくりに関する研究【NIES】

- ・対象地域の選定に向けた関係ステークホルダーによるニーズの情報収集を実施する。

- ・ドローン森林計測技術の地域活用に向けたインタビュー調査を実施する。

オ 持続可能な地域創生のための社会システムデザインに関する実践的研究【NIES】

- ・国内の地域づくりに関する事例調査とデータベース化を継続するとともに、知見の福島県浜通り地域（大熊町・双葉町等）への展開を進める。
- ・福島県浜通り地域（大熊町・双葉町等）への適応を念頭において住民参加により持続可能な地域が創生される基礎的なプロセスを描写する。
- ・福島県浜通り地域（大熊町・双葉町等）の福島第一原子力発電所事故前後の行政計画策定過程における住民参加の歴史的変遷過程等进行分析する。
- ・その他、福島県浜通り地域の復興・環境創生に係る政策課題（アジェンダ）に着目して、当該政策課題におけるステークホルダー間の連携の実態分析を実施する。

カ 脱炭素・復興まちづくり計画の評価・解析手法の開発【NIES】

- ・脱炭素を主とした環境対策の取り組みにおける、他の地域目標との相乗効果の情報収集及び体系化を実施する。
- ・事業の立案時における地域課題と技術選択の関係性の分析と多面的な効果の情報収集及び評価方法の検討を行う。

第3 情報収集・発信

モニタリング結果、調査研究成果等について収集・整理を行い、様々な媒体を活用し、積極的に情報発信を実施する。

環境創造センターのこれまでの調査研究成果等については、成果報告会を開催し、県内外に広く発信する。

また、交流棟「コミュタン福島」で積極的なイベントを開催するとともに、様々な施設等と連携しながら情報を発信する。

1 モニタリングデータの収集・発信

(1) モニタリングデータの収集・発信【福島県】

- ・ 県のウェブサイトにおいて、収集した環境等に関するモニタリングデータを県民等に分かりやすく、かつ利用しやすい形で情報発信する。
- ・ 交流棟において、当日のモニタリングデータを収集・発信し、県外、海外の放射線量も併せて引き続き発信することにより、放射線に関する理解を深める。

(2) 放射性物質モニタリングデータの情報公開サイトの更新【JAEA】

- ・ 国、地方自治体、電力会社等様々な組織が実施している放射性物質のモニタリング調査のデータについて、一元的に網羅し、利用者が直観的に状況を把握できるようデータベースを構築・公開しており、これを継続して更新する。

2 調査研究内容・成果の発信

(1) 取組成果の発信【福島県・JAEA・NIES】

- ・ 平成27年度から令和6年度までの10年間の「環境創造センター中長期取組方針」に係る環境創造センターの取組の成果について、成果報告会、イベント等を開催し、県内外に広く発信する。

(2) 調査研究成果等の収集及び効果的な発信【福島県】

- ・ 日本原子力学会等様々な学会等に参加し、調査研究成果等の発信及び最新の知見の収集を行う。
- ・ 環境創造センターの調査研究成果等について、ウェブサイト、交流棟展示、市町村の広報誌により広く県内外に発信する。
- ・ 調査研究成果等の理解促進につなげるため、県民と環境創造センター

研究員との対話・交流の機会を創出する。

- ・環境創造センター、関連研究機関、NPO法人等の取組・成果を広く県民等へ発信する機会を創出する。

(3) 研究関連刊行物の発刊【福島県・NIES】

- ・「福島県環境創造センターニュースレター」を作成・配布するとともに、ウェブサイト上でも広く一般に公開する。
- ・様々な刊行物における記事掲載を実施する。
- ・NIESでは、研究論文及び技術資料のほか、「FRECC+」、「FRECC+エッセンス」等、種々の刊行物を想定する読者層に応じて企画・制作し、関係機関等に配布するとともにウェブサイト上で広く一般に公開する。

3 環境回復・創造に関する情報の収集・発信

(1) 環境回復・創造に関する情報発信【福島県・NIES】

- ・本県の環境回復等に関する情報について、既存のウェブサイトへのアクセス、関連書籍の充実等により幅広く収集及び発信を実施する。
- ・県内外を問わず、様々な機会を通じて本県の現状、環境回復等について広く発信する。
- ・大学、研究機関、NPO、県庁関係各課等の取組状況、成果等を共有する機会を創出するとともに、センター等が開催するイベント等において県民等に発信する。
- ・人材育成講座の受講生が、成果を発表会等で発信するとともに、作成したポスターをコミュタン福島等において掲示し、情報発信する。
- ・NIESでは、自治体と共同で開催するワークショップ等を通じた情報発信に取り組む。

4 交流棟「コミュタン福島」における取組

(1) 県民等のニーズを踏まえた交流棟における情報発信【福島県・JAEA・NIES・F-REI】

- ・随時更新が可能な展示物等を活用し、絶えず変化するニーズに対応した情報を発信する。
- ・社会情勢等の変化、学校等のニーズに対応した体験研修プログラムの開発、交流棟運営スタッフの知識レベル向上を行いながら、来館団体

等に対して的確な情報を発信する。

- ・来館者等の意見を反映させながら、展示物の更新及び案内を行うとともに積極的なイベント開催等により環境創造センターの取組等を発信する。
- ・研究員等と対話・交流する機会を創出し、分かりやすく親しみやすい研究成果等の情報発信を実施する。

(2) 県内外からの交流棟利用促進【福島県】

- ・県観光物産交流協会等との連携、企業等への PR、県内外でのイベント出展等による誘致活動を引き続き実施する。
- ・コミュタン福島で開催するイベント等については、各種広報媒体を積極的に活用するとともに、県内市町村広報誌等へも掲載を依頼し、広く集客を図る。
- ・県内の小学校、中学校、高等学校等を対象に来館に要する交通費を補助し、交流棟の利用促進を図る。
- ・県内の小中高等学校等を訪問し、広報活動を行うことにより、交流棟の利用促進を図る。
- ・会議室、ホール等を活用した各種学会、国際会議、ワークショップ等の開催・誘致を進めるとともに、環境創造センターのブースを学会等に出展し、交流棟の活用について PR する。

(3) 他館及び関係機関との連携並びにボランティア活用による館運営【福島県】

- ・研究機関、環境団体、企業との情報交換・交流を行い、より質の高い運営を実施する。
- ・県民等との交流を推進し、ニーズをよりの確に事業に反映させるため、交流棟ボランティアスタッフの募集及び育成を実施する。

第4 教育・研修・交流

環境の現状及び放射線に関する情報を伝え、ふくしまの未来を創造する力を育むための教育・研修に取り組むとともに、関係団体等との交流を図りながら、ふくしまの環境回復・環境創造に向けた取組を推進する。

1 放射線等に関する教育

(1) 放射線等に関する学習活動への支援【福島県】

- ・小中高生を対象とした放射線及び環境に関する学習活動の実施・支援のため、交通費補助を実施するとともに、学校等の要望等を踏まえた展示案内、機材等の整備及び効果的な放射線等に関する学習活動の支援を実施する。
- ・県教育委員会等関係機関と連携・協力し、交流棟の積極的な活用を呼びかけるとともに、交流棟での教員研修開催等を働き掛けていく。

(2) 各種来館者層に合わせた運営体制の構築【福島県】

- ・来館者等のニーズを把握しながら、来館者の年齢及び知識の習熟度にあわせた展示案内プログラム及び体験学習プログラムを企画し、来館者に応じた放射線及び環境についての知識の普及を図る。

(3) 「放射線に関するご質問に答える会」の実施【JAEA】

- ・自治体等からの要請に応じ、福島県に生活される方が抱いている放射線等に関する疑問等に対して正確な情報を提供することを目的として平成23年度から実施している「放射線に関するご質問に答える会」を継続して実施する。

2 環境回復・創造に関する研修・交流

(1) 環境回復・創造に関する研修等の開催【福島県】

- ・各年齢層を対象とした人材育成講座を開講し、原子力災害を経験した本県の環境回復等に関する知識等を習得し、それらについて効果的に伝えることができる人材を育成するとともに、修了生の活動の場を設けるなど、習得した知識等が生かせるような取組を実施する。
- ・小学生の理科自由研究について、その成果発表会を開催し、小学生の科学への探求心及びプレゼンテーション能力の向上を図る。
- ・本県の美しい水環境を未来の世代に引き継いでいくため、水生生物調

査「せせらぎスクール」を実施する団体等を支援するとともに、更なる参加団体拡大のため、指導者を養成する。

- ・地域における環境保全意識を高めるため、要望に応じて環境アドバイザーを派遣するとともに、化学物質リスクコミュニケーション等を実施する。

(2) 附属施設を活用した教育・研修【福島県】

- ・環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターにおいて、県民、NPO 等との交流の場として環境学習、普及啓発等を実施する。
- ・野生生物共生センターにおいて、館内展示等を通じて生物多様性に係る普及啓発を実施する。
- ・環境創造センター3施設を周遊するクイズラリー等を企画し、科学への興味喚起及び環境問題への意識醸成を図る。

(3) 高校生、大学生等への環境の回復・創造に関する人材育成【福島県・IAEA】

- ・県内の高校生を対象に環境創造センターの研究施設や研究員を活用した放射性物質の分析等、センターで実施している研究の体験講座を開催し、本県の環境回復・創造を担う人材を育成する。
- ・これまで県と IAEA とが協力してきたプロジェクトの研究成果を踏まえ、放射線及び本県の環境の現状に関する理解を深めることを目的として、IAEA 職員がふくしまの未来を担う県内の大学生等を対象に講義を実施する。
- ・国等が実施する人材育成事業への協力及び教育機関等との連携協力を通じて、大学、高専機構等に対する放射線教育を通じた環境回復分野の人材育成を推進する。

(4) 交流の場及び機会の創出【福島県】

- ・国立科学博物館等との連携を継続するとともに、県内科学館、子育て支援施設等との相互連携の強化により、各館の相乗効果を図る。
- ・東日本大震災・原子力災害伝承館等の伝承施設とも連携を強化し、風評払拭及び風化防止に向けた取組を実施する。
- ・環境創造センター周遊イベント等において、放射線等の影響に関する知識普及、環境保全についての普及啓発等を図りながら、研究員等と県民との交流を図る。
- ・県内外の科学館等の施設において、ブース出展等を実施することで、県民等との交流の機会及び環境問題等への意識醸成を図る。

- ・ ふくしまサイエンスぷらっとフォーム(spff)の構成団体として、spffサイエンス屋台村等の科学コミュニケーション活動に参画する。
- ・ ふくしま環境活動支援ネットワーク構成団体の取組情報を発信する。

(5) 市民との交流イベント、ワークショップ等の開催【NIES】

- ・ 自治体及び教育機関での出前講座、ワークショップ等を開催する。
- ・ 地域協働のパートナーである NPO 法人しんせいの山の農園（環境に配慮した福祉農園）において、同法人が主催する「山の学校」の一環として、「環境学習プログラム」の企画、運営を行い、参加者である県外の社会人や地元の高校生に体験学習の場を提供する。

(6) 次世代層との連携強化【NIES】

- ・ 福島県内の高校生を対象に「総合的な探究の時間」の支援を行い、災害に強く持続可能な地域共生社会の担い手の育成、環境課題に対する意識醸成を図る。